

目次

- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の進め方（イメージ）・・ 3
- 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会設置要綱

(歯科口腔保健の推進に関する専門委員会委員長決定)

1. 目 的

歯科口腔保健の推進に関する法律（以下、「歯科口腔保健法」という。）が平成23年8月2日成立し、同月10日に公布、施行された。

歯科口腔保健法第12条第1項において、「厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項（以下、「基本的事項」という。）を定めるものとする。」とされていることから、「基本的事項」を早急に策定する必要がある。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、基本的事項策定に必要な作業を行うため、地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

歯科口腔保健法の基本的事項に盛り込むべき目的や理念のほか、歯科口腔保健法第7条から第11条に関する方針、目標、計画などに関する検討に向けた作業を行う。

- ・ 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について（第7条）
- ・ 定期的に歯科検診を受けることへの奨励等について（第8条）
- ・ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について（第9条）
- ・ 歯科疾患の予防のための措置等について（第10条）
- ・ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について（第11条）

3. 構 成

- (1) 専門委員会の委員は公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成するとし、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (2) 委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会委員名簿

氏名	現職
1 石塚 共實	秋田県健康福祉部健康推進課長
2 井上 美津子	昭和大学歯学部教授
3 井下 英二	滋賀県衛生科学センター一副所長
4 今村 聡	日本医師会常任理事
5 植田 耕一郎	日本大学歯学部教授
6 大内 章嗣	新潟大学大学院医歯学総合研究科教授
7 大村 秀章	愛知県知事
8 金澤 紀子	日本歯科衛生士会長
9 金田 麻里子	荒川区健康部長兼保健所長
10 神原 正樹	日本口腔衛生学会理事長
11 佐藤 保	日本歯科医師会常務理事
○ 12 林 謙治	国立保健医療科学院長
13 藤田 尚	新潟県立看護大学准教授
14 堀井 しづ子	富山地方鉄道健康保険組合保健事業推進担当
15 三浦 宏子	国立保健医療科学院統括研究官
16 南 砂	読売新聞医療情報部長
17 森崎 市治郎	大阪大学歯学部附属病院長
18 安井 利一	明海大学学長

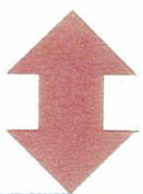
(50音順、敬称略)

○：委員長

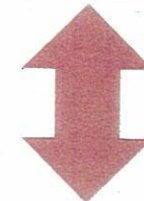
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の進め方(イメージ)

厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会

諮問・答申



諮問・答申



次期国民健康づくり運動プラン
策定専門委員会

歯科口腔保健の推進に
関する専門委員会

調和

4月下旬～5月下旬に諮問・答申を行う予定



歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



実施体制

基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

厚生労働省：関係部局との横断的な連携が必要なため「歯科口腔保健推進室」を設置